

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

青森県立八戸中央高等学校

定時制の課程

# 目 次

1	いじめ防止基本方針	1
2	いじめとは	1
3	いじめ防止の指導體制・組織的対応	2
4	重大事態への対応	2
5	いじめの予防	3
6	いじめの早期発見	4
7	いじめへの対応	5
8	ネットいじめへの対応	7
9	評価	8
10	生徒のみなさんへ、いじめ防止基本方針について	9

# 学校いじめ防止基本方針（定時制の課程）

青森県立八戸中央高等学校

## 1 いじめ防止基本方針

教育は、知・徳・体のバランスのとれた人づくりにある。大人への階段を昇りゆく生徒が集う本校では、その崇高な目的を見据え、生徒が夢と志をもって学びを深め、自立した社会人に成長していけるよう教育活動に取り組んでいる。その学びの場は、生徒が集団の中で良好な人間関係を築き前向きに学習に取り組んでいける環境が保障されていなければならない。しかし、近年、学校内外におけるいじめがきっかけとなり、不登校になったり、自殺を図ろうとするなど、痛ましい事案が全国的に発生している。いじめは、著しい人権侵害であるばかりでなく、学校の最も大切な学習環境を損ねる行為であり、絶対に許されない行為である。

そこで、本校では生徒が集団の中で健全に切磋琢磨し充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止体制を整え、その未然防止を図るとともに、いじめが認知された場合においては適切かつ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。
- ②いじめの認知は、特定の教職員によることなく、いじめ防止委員会等の組織を活用して行う。
- ③「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えなところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導する必要があるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがその後教員の指導によらず良好な人間関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず柔軟に指導することができる。
- ⑥具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
  - ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

⑦これらの「いじめ」の中には早期に警察に相談したり通報したりすることが必要なものが含まれるので、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮をした上で、警察と連携して対応することが必要である。

## (2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの生徒、どの学校においても起こり得る」との認識の下に、いじめの未然防止は学校・教職員の責務と心得、「いじめは絶対に許されない」との認識に立って指導する。

## (3) いじめの構造と動機

### ①いじめの構造

いじめは、「いじめを受けている生徒」、「いじめを行っている生徒」だけではなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒が関わっている場合が多く、周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。そのため、単にいじめの当事者だけではなく、周囲の生徒や学級・学年・学校全体の指導も不可欠である。

### ②いじめの動機

いじめの動機には、相手をねたみ、引きずり下ろそうとする嫉妬心、相手を思いどおりに支配しようとする支配欲、遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする愉快犯的な心理、強いものに追従する、数の多い側に入っていたいという同調性、感覚的に相手を遠ざけたい心理としての嫌悪感、相手の言動に対して反発・報復したい心理、いらいらを晴らしたい欲求不満等が考えられる。

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するために、日常の指導体制を以下のとおりとする。

※別紙1 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

### (2) いじめ発生時の組織的対応

いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な対応を以下のとおりとする。

※別紙2 いじめ発生時の組織的対応

### (3) いじめ対策協議会といじめ防止委員会の設置

校内職員と外部専門家により構成されるいじめ対策協議会と、その補助組織であるいじめ防止委員会を置く。

構成員、任務等については、別紙1、2のとおりとする。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

#### ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

生徒が自殺を企図した場合や、いじめを原因として精神性の疾患を発症又は身体に重大な傷害を負った場合、高額の商品を継続的に奪い取られる等明らかな犯罪行為が認められた場合等

- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合等
- ③生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合  
\*この際は、重大事態が発生したものとして、報告、調査等を行うことになる。

## (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合（必要に応じて生徒指導委員会、いじめ対策協議会等の検討を経て）、校長が県教育委員会に報告する。調査主体が学校の場合、いじめ対策協議会を招集して事実関係を調査するとともに、対策を検討・実施する。また、調査主体が県教育委員会の場合、指示に従って資料を提出するなど、調査に協力する。

## 5 いじめの予防

いじめ問題で重要なことは、まずいじめを起こさせない予防的取組である。そのため学校の教育活動全体を通して、生徒の自己有用感を高め、他者を思いやる心、コミュニケーション能力及び社会性を育成することを目指す。

### (1) 授業の充実、道徳教育の充実

- ①全校で授業のユニバーサルデザイン化に取り組むことにより、生徒に「わかる」という気持ちを持たせるとともに、小さくても成功体験を実感させることで自信を持たせ、自己有用感を高める。
- ②全ての教科で計画的に、人権教育や命を大切にする教育、人間としての生き方在り方を考えさせる内容を授業に盛り込む。

### (2) 特別活動の充実

- ①ホームルーム活動において、話し合う機会や他の生徒の発表を聞く機会を設定することにより、人間関係づくり、集団への帰属意識を高める。
- ②ボランティア活動や、インターンシップ、アルバイト等を通じて社会性を成長させ、また学校外での人間関係づくりに取り組む。
- ③アサーションに関する講演会等を実施し、自分も相手も大切にする心を育む。  
注）アサーションとは、自分も相手も大切にしたい自己表現法のことである。生徒には、お互いを大切にしながら、素直に自分の考えや気持ちを伝えることができるように具体的なコミュニケーションの方法を学ばせる。
- ④生徒会活動の中に、いじめ防止のための取組を位置づけ、話し合いや意見発表の機会を設定する。

### (3) キャリア教育の充実

総合的な探究（学習）の時間によって、擬似的な社会を体験させることで、ソーシャルスキルを身につけ、ことばの力を育成し、社会性を高める。

### (4) 教育相談・特別支援の充実

- ①クラス担任以外の教員をキャリアチューターとして配置し、定期的に面談を行うことで、早期に生徒の変化を捉える。

②キャリアチューターによる面談の過程でさらなる面談の必要性を感じた場合は、キャリアサポーターによる面談を実施し、生徒を重層的に支援する。

③特別に支援が必要な生徒には、学校生活支援委員会の計画によりサポートシート（個別支援計画）を作成し、組織的に支援する。

注）本校では、教頭を含めたすべての教員が「キャリアチューター」として8名程度の生徒を担当し、担任とは別の視点から生徒を支援している。具体的には、上記のように定期的に面談を行うほか、日頃から生徒の相談相手となって学校生活への適応を支援し、進路選択に関する助言などを行っている。また、担任とキャリアチューターの支援だけでは不十分な場合は、教育相談の知識と経験が豊富な教員（本校ではキャリアサポーターと呼ぶ）が面談を行う。

#### （5）情報教育の充実

①教科「情報」において、ネットモラル（正しい使い方）教育を充実させる。

②総合的な学習の時間、講演会等において、ネットリスク（危険性、法的問題）教育を充実させる。

#### （6）保護者等・地域との連携

①いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知を図る。学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

②保護者対象講演会を実施する。

③PTA総会、授業公開、学校説明会等を実施する。

※別紙3 いじめの予防（具体的計画）

## 6 いじめの早期発見

早期発見の重要なポイントは、生徒観察と情報収集にある。現在すでに実施している関わり方を、さらに強く意識しながら生徒等の言動を注意深く見守り、いじめのサインを見逃すことなく発見することが求められる。また、多方面からの情報をできる限り多く集め、全員で情報を共有し、早期に対応することが問題解決の鍵となる。

（1）いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン

※別紙4

（2）教室・家庭でのサイン

※別紙5

（3）調査の実施

①定期アンケート（4月、10月、1月）

※別紙6

②緊急アンケート

※別紙7

\*②は重大事態及びその可能性がある場合に実施する。

#### (4) 相談体制

##### ①クラス担任

日常の変化を捉え、保護者等からの情報等も参考にして面談する。

##### ②キャリアチューター

定期面談（6月、11月）のほか、必要に応じて面談する。

##### ③キャリアサポーター

キャリアチューターからの依頼により面談する。

\*①～③への相談は、随時可能とする。

#### (5) 情報の共有

##### ①目撃情報やアンケート、相談内容により、生徒指導部を中心に実態を把握し、いじめ防止

委員会の検討を経ていじめを判断する。いじめと判断された場合には、教職員で情報を共有し、速やかに県教育委員会へ報告すると共に、必要に応じていじめ対策協議会を招集する。

##### ②全ての過程において、報告・連絡・相談を徹底する。また、収集・作成した資料は、公開を前提に時系列で記録し保存する。

## 7 いじめへの対応

### (1) 対応への心構え

#### 危機管理における『さしすせそ』

さ：最悪の事態を想定する      し：慎重に対処する      す：素早く対処する

せ：誠意をもって対応する      そ：組織の一員として行動する

事実の的確な把握と初期対応が不十分だと、被害・加害両者に学校への不信感が生まれ、問題の解決を困難にしてしまったり、状況がさらに悪化してしまうので、いじめへの対応においても、『さしすせそ』の心構えを持って取り組むことが大切である。

### (2) 対応の基本的な流れ

いじめが明らかになった場合、基本的には、「初期対応」→「事実確認」→「保護者対応」→「具体的指導」→「予防」の順に、いじめへの対応を図る。ただし、具体的な対応は複数の教員により組織的に行われるものであり、同時進行的に行われる場合もある。また、関係機関との連携が必要な場合には、情報交換を密にして、一体的な対応を図ることが重要である。

### (3) 生徒への対応

#### ①いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、安全を保障するために継続的に支援することが重要である。

#### ②いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で接しながらも、いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く立ち直りを支援する。

#### (4) 関係集団への対応

いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

#### (5) 保護者等への対応

##### ①いじめを受けた生徒の保護者等に対して

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

##### ②いじめを行った生徒の保護者等に対して

事実を確認したら複数の教員で速やかに面談し、丁寧に説明する。

##### ③保護者等同士が対立する場合

双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

#### (6) 関係機関との連携

学校だけの解決が困難な場合には、以下にあげる機関と情報交換を行い、協力を得て望ましい解決を目指す。

##### ①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・他の関係機関との調整

##### ②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

##### ③福祉関係との連携（スクールソーシャルワーカーとの協働、児童相談所、民生委員など）

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握、指導・助言

##### ④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

※別紙8 いじめ対応の事実確認の流れ、具体的対応の流れ

#### (7) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上続いていること。

##### ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 8 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめの定義

ネットいじめとは、次に示す行為のことであり、犯罪行為である。

- ①文字や画像を使い、インターネット上の掲示板やSNS、オンラインゲーム、ブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）に、特定の生徒の誹謗・中傷を書き込む行為
- ②掲示板やSNS、オンラインゲーム、ブログ、プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や画像等の個人情報を掲載する行為
- ③他人になりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載する行為
- ④他人になりすましてメールを送る、大量にメールを送る、メールを不特定多数の人に送信することを求める行為
- ⑤メールを含むインターネット上において、本人または承諾の得られていない第三者の画像等の個人情報、金品や謝罪を強要する行為

### (2) ネットいじめの予防

#### ①携帯ネット教室等の実施

- ・外部講師による携帯電話やインターネットの利用（防犯）上の注意喚起
- ・携帯電話やインターネットの利用に関するアンケート調査

#### ②保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

#### ③情報教育の充実

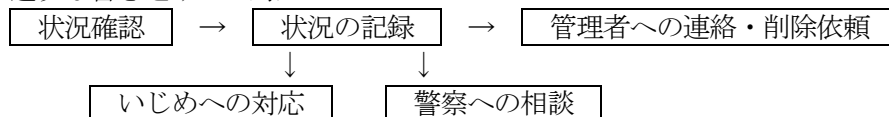
- ・教科「情報」における早期の情報モラル教育
- ・教科「商業」における情報活用能力を身につけた上での情報モラル教育

### (3) ネットいじめへの対処

#### ①ネットいじめの把握

- ・いじめを受けた生徒からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

#### ②不適切な書き込みへの対処



#### ③ネットいじめの再発防止

- ・いじめを受けた生徒への聞き取りと見守り
- ・いじめを行った生徒への指導的な見守り

※別紙9 保護者へのお知らせ（フィルタリング）

## 9 評価

学校におけるいじめ防止対策が、予定通り実施され、防止効果を果たしているかを検証し、次年度への改善につなげるために次のような検証及び検討を行う。

### (1) 検証

- ①生徒に対して、定期的または必要に応じていじめアンケート、個人面談を実施し、検証を行う。
- ②学校評価保護者アンケート(12月)に、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み、検証を行う。
- ③学校評価教職員アンケート(2月)に、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み、検証を行う。

### (2) 検討

アンケートの評価項目をもとに、前期・後期学校評価会議において、その取組状況と防止効果を検討し、いじめ防止委員会に次年度の改善を促す。

いじめ防止委員会は、年度末までに改善案を検討し、いじめ対策協議会及び学校評議員会に報告する。

いじめ対策協議会は、その改善案を協議・決定し、次年度の取組に反映させる。

# 定時制の生徒のみなさんへ、いじめ防止基本方針について

## 1 基本方針

本校では、生徒のみなさんが充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に努め、さらに未然防止にも力を注いでいます。もし、いじめが発覚した場合は、適切かつ速やかに、本校の「学校いじめ防止基本方針」に合わせて対応していきます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（=インターネットを通じて行われるものも含まれます。）のことで、いじめ行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

【⇒いじめ防止対策推進法 第2条1項 参照】

- ① 「いじめ」の判断は、法律に従って、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。
- ② 具体的ないじめの内容には、次のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団で無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・上記の内容等の影響で、不登校あるいは不登校傾向になっている など

考えてみよう！  
自分がされてイヤなことは、相手もされたらイヤなことなので

- ③ これらの「いじめ」の内容によっては、刑法に触れてしまうものもあるため、状況確認後に教育的な配慮や、いじめを受けた生徒の意向を配慮した上で、警察に相談して対応することもあります。

### 3 いじめへの対応

「いじめは、どの生徒、どの学校においても起こり得る」との認識の下に、いじめの未然防止は学校側の責務と心得て、「いじめはダメ」「いじめは絶対に許されない」との認識に立って厳しく指導していきます。

### 4 早期発見・早期対応のために

生徒みなさんが、いじめを感じたり、いじめを見たり、苦痛を感じたら、保護者や教員へ相談してほしいと思います。本校では年間3回「いじめ問題発見アンケート」を実施していますし、チューターの先生との個人面談を実施しています。どんな小さなことでも構いません!! 生徒みなさんの協力が必要です。なんでも早く相談して対策が取れるよう、つなげていきましょう。